

保険法施行に伴う弊社の対応について

平成22年4月1日に施行される保険法への対応についてご説明申し上げます。

保険法とは、社会経済情勢の変化に対応して、新たに保険契約に関するルールを定めた法律をいい、従来の「商法」における保険に関する規定を約100年ぶりに全面的に改正し、単独の法律として制定するとともに、保険契約者、被保険者および保険金受取人等の一層の保護を図るように定めております。

弊社では、保険始期日（保険期間の初日）が平成22年4月1日以降の契約より、保険法に対応した普通保険約款および特約に基づき保険契約を締結します。

また、家財保険・賠償責任保険の商品名を、従来のすまいRoom保険 から「新すまいRoom保険」へ変更し、重要事項説明書、普通保険約款および特約、および保険申込書類を保険法対応版に改定いたします。主な改定内容は次の通りです。

【改定内容】

1. ご契約時のお客様からの告知義務を変更

ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）がございますが、今後は弊社からおたずねする項目にご契約者、被保険者にご回答いただく形になります。（質問応答方式）告知事項は次の5つです。

- 契約者の氏名・名称
- 保険の目的住所
- 被保険者の氏名・名称
- 他の家財保険の有無
- 保険の目的住所の用途

2. ご契約後のお客さまの通知義務を変更

ご契約後に弊社が定める事項（下記～）の変更があった場合には遅滞なく弊社にご通知をお願いしております。ただし、ご通知がない場合には変更後に生じた事故については保険金をお支払できないことや、ご契約者等が故意または重大な過失によって遅滞なく弊社に通知しなかった場合には保険契約を解除させていただく場合があります。

- 住宅の用途を変更した場合
- 家財を譲渡した場合
- 家財を他の場所に移転した場合
- 家財を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合
- 被保険者が転居した場合（賠償責任保険）
- その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

3. 保険契約の取消し項目を追加

保険契約者等の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には弊社は当該保険契約を取り消すことができます。

4. 保険金額の調整項目を追加

ご契約の際、保険金額が家財の評価額を超えており、ご契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、ご契約後に保険の目的価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

5. 重大事由による解除項目を追加

故意に事故を発生させたり、保険金請求について詐欺を行うなど、保険契約の存続を困難とする重大な事由があった場合には、当社から保険契約を解除させていただくことがあります。

6. 保険契約の失効項目の修正

保険契約締結後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

ただし、賠償責任保険にはこの文言はありません。

- (1) 家財の全部が滅失した場合
- (2) 家財の全部を譲渡した場合

7. 保険料の返還または請求項目の追加

- (1) 告知義務、通知義務の規定により、お客さまが故意または重大な過失によって当社に事実を告げなかった場合には保険契約を解除することができます。

この場合の保険料返還については以下の通りです。

月払い・・・返還しません。

その他・・・返還します。(各保険料×既経過月数に対する返戻率)

- (2) 告知義務、通知義務の規定により、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (3) 保険契約を取消した場合は保険料を返還しません。
- (4) 重大事由による解除をした場合は、「お客さまが保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」以外の場合は保険料を返還します。

8. 保険金の請求について

他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、当該保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約からの保険金が支払われたときは、支払限度額から他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引

いた残額をお支払いします。ただし、この当該保険契約の支払限度額を限度とします。

9 . 保険金をお支払する時期

弊社は被保険者の保険金請求手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払することとします。ただし、当社が保険金をお支払いするために特別な照会または調査(*)が不可欠な場合には保険金をお支払いするために確認が必要な事項とその確認を終えるべき時期を被保険者にご通知し、その時期までに保険金をお支払いします。

*この規定は2010年4月1日以降に発生した保険事故であれば、「改定前約款」にて締結されたご契約についても適用されます。

10 . 損害発生の場合のお手続き項目の変更

お客さままたは被保険者は保険金をお支払する場合の事故が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知しなければなりません。

11 . 保険金の請求項目を追加

被保険者が保険金の支払を請求する場合には弊社が求める次の書類をご提出いただく必要があります。

- (1) 保険金の請求書
- (2) 損害見積書
- (3) 家財の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- (4) 他の保険契約の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
- (5) その他、弊社が保険金をお支払いする時期の第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、弊社が交付する書面等において定めたもの

12 . 保険金請求の時効変更

保険金の請求権等にかかる行使期限が2年から3年に変更となります。

13 . 破産項目の追加

弊社が破産手続き開始の決定を受けたときは、お客さまは保険契約を解除することができます。お客さまが解除しなかったときは、当該保険契約は、破産開始決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

以上